

捕鯨をめぐる情勢

令和 7 年 9 月
水 産 庁

I 捕鯨政策

我が国の捕鯨政策

鯨類の利用に関する我が国の基本的立場

- ❑ 鯨類を含むすべての水産資源は、科学的根拠に基づき持続的に利用すべき。
- ❑ 鯨の保護の理論が拡大されれば、他の水産資源（マグロ等）にも同様の危機が生じるおそれ。

国際捕鯨委員会（IWC）との関係

- ❑ 鯨類資源の持続的な利用のため、我が国は1951年に国際捕鯨取締条約を締結しIWCに加盟。
 - ❑ 過半数を占める反捕鯨国は、保護を優先する政治的立場から、捕獲調査を含むいかなる捕鯨にも反対。
 - ❑ 1990年までに行う義務とされた商業捕鯨モラトリアムの見直しは現在まで行われず、将来的にも行われる見通しはない（投票国の3／4の賛成票が必要）。
 - ❑ 日本は30年以上にわたり交渉。しかし、反捕鯨国の歩み寄りなし。2018年9月のIWC総会の議論で、異なる立場の共存の可能性が否定。
- ⇒現在のIWCでは、「持続的な利用」と「保護」の両立は極めて困難であることが明白化。

鯨類の持続的利用に向けて

- ❑ 国際捕鯨取締条約から脱退し、以下の方針に基づき2019年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
（2018年12月26日に脱退を通告。2019年6月30日に脱退の効力が発生）
- ❑ 2019年7月に再開した捕鯨業の操業海域は、我が国の領海・EEZ。
（南極海では捕獲は行わない。）
- ❑ 十分な資源量が確認されている種を対象（ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ）。
- ❑ 捕獲枠は、IWCで採択された方式により算出される捕獲可能量以下に設定。
- ❑ IWC科学委員会、持続的利用支持国などとの協力を継続。

一 我が国は 科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、昭和六十三年以降中断している商業捕鯨を来年七月から再開することとし、国際捕鯨取締条約から脱退することを決定しました。

二 我が国は 国際捕鯨委員会 IWC が 国際捕鯨取締条約の下、鯨類の保存と捕鯨産業の秩序ある発展という二つの役割を持つていることを踏まえ、いわゆる商業捕鯨モラトリアムが決定されて以降、持続可能な商業捕鯨の実施を目指して、三十年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意をもって対話を進め、解決策を模索してきました。

三 しかし、鯨類の中には十分な資源量が確認されているものがあるにもかかわらず、保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めようとなない国々からの歩み寄りは見られず、商業捕鯨モラトリアムについても遅くとも平成二年までに見直しを行うことが IWC の義務とされているにもかかわらず、見直しがなされてきていません。

四 さらに、本年九月の IWC 総会でも 条約に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的はおよそ顧みられることはなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが、誠に残念ながら明らかとなりました。

この結果、今回の決断に至りました。

五 脱退するとはいえ、国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという我が国の考えは変わりません。IWC にオブザーバーとして参加するなど、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献する所存です。

六 また、水産資源の持続的な利用という我が国の立場を共有する国々との連携をさらに強化し、このような立場に対する国際社会の支持を拡大していくとともに、IWC が本来の機能を回復するよう取り組んでいきます。

七 脱退の効力が発生する来年七月から我が国が行う商業捕鯨は、我が国の領海及び排他的経済水域に限定し、南極海、南半球では捕獲を行いません。また、国際法に従うとともに、鯨類の資源に悪影響を与えないよう IWC で採択された方式により算出される捕獲枠の範囲内で行います。

八 我が国は、古来、鯨を食料としてばかりでなく様々な用途に利用し、捕鯨に携わることによってそれぞれの地域が支えられ、また、そのことが鯨を利用する文化や生活を築いてきました。

科学的根拠に基づき水産資源を持続的に利用するという考え方が各国に共有され、次の世代に継承されていくことを期待しています。

Ⅱ 我が国の捕鯨業

我が国の捕鯨業(母船式・基地式)

母船式捕鯨業

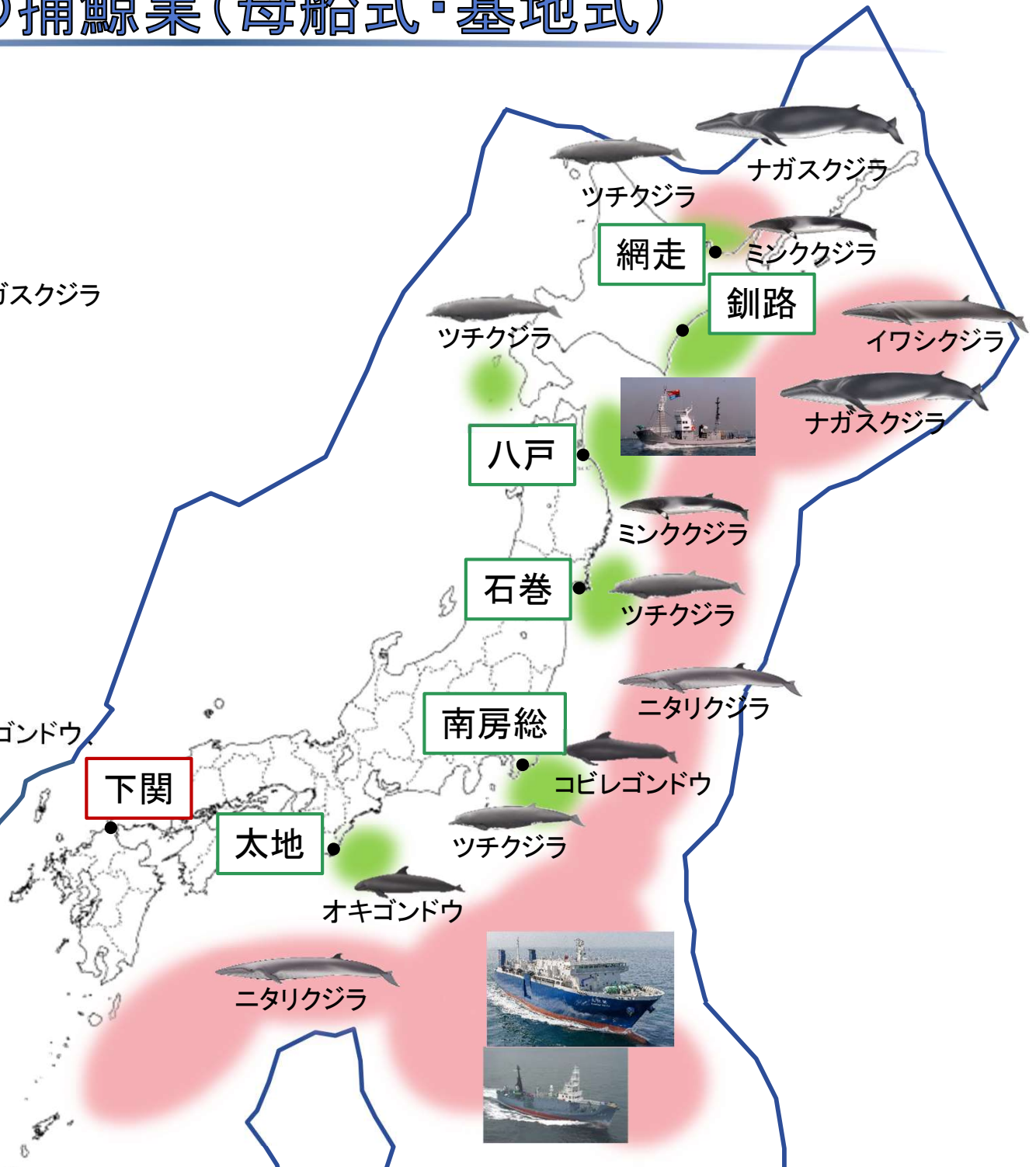
- (1) 大臣許可漁業
もりづつ(捕鯨砲)を使用
- (2) 対象鯨種
ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ
- (3) 許可隻数
1船団(母船1隻、独航船3隻)
- (4) 操業海域※:

基地式捕鯨業

- (1) 大臣許可漁業
もりづつ(捕鯨砲)を使用
- (2) 対象鯨種
ニタリクジラ、ミンククジラ、ツチクジラ、コビレゴンドウ、オキゴンドウ
- (3) 許可隻数
5隻(根拠港: 網走、石巻、南房総、太地)
- (4) 操業海域※:

※操業海域は捕鯨業者が主体的に決定

— : 我が国EEZ境界線



大型鯨類のTAC(漁獲可能量)配分及び小型鯨類の捕獲枠

大型鯨類のTAC配分数量: 令和7管理年度(令和7年1月1日～12月31日)

鯨 種	推定資源量 ※1	捕獲可能量 ※2	漁獲可能量 (TAC)				混獲数 ※3	【参考】 令和6年			
				TAC 配分数量	水産庁 留保分			TAC 当初配分数量	水産庁 留保分	混獲数	捕獲実績
ミンククジラ 	20,961頭	167頭	144頭	基地 144頭	0頭	23頭		母船 0頭	0頭	25頭	母船 0頭
				基地 142頭				基地 142頭			基地 87頭
ニタリクジラ 	16,518頭	154頭	153頭	母船 143頭※5	0頭	1頭		母船 150頭	37頭	0頭	母船 175頭※4
				基地 10頭※5				基地 10頭			基地 4頭※4
イワシクジラ 	15,455頭	56頭	56頭	母船 56頭	0頭	0頭		母船 25頭	0頭	0頭	母船 25頭
ナガスクジラ 	19,299頭	60頭	60頭	母船 60頭	0頭	0頭		母船 59頭	0頭	1頭	母船 30頭

※1: ミンククジラ: オホーツク海・北西太平洋系群(0系群)が生息する北西太平洋海域における推定資源量

ニタリクジラ: 東経130～180度の推定資源量

イワシクジラ: 東経170度以西、北緯35度以北の推定資源量

ナガスクジラ: 北西太平洋系群の推定資源量

※2: 捕獲可能量はIWCで採択された算出方法により算出。

※3: 定置網による混獲数を捕獲可能量から差し引いている。

※4: 漁期中に、水産庁留保分から母船式捕鯨業(25頭)及び基地式捕鯨業(12頭)へ配分。

※5: 漁期中に、水産庁留保分から基地式捕鯨業(20頭)及び母船式捕鯨業(20頭)へ配分。その後、10頭を基地式捕鯨業から母船式捕鯨業へ融通。

小型鯨類の捕獲枠: 令和7年(令和7年1月1日～12月31日)

鯨 種		令和7年	【参考】 令和6年	
		捕獲枠 (基地式捕鯨業のみ集計)	捕獲枠 (基地式捕鯨業のみ集計)	捕獲実績 (基地式捕鯨業のみ集計)
ツチクジラ		52頭	58頭	39頭
コビレゴンドウ	タッパナガ	36頭	36頭	0頭
	マゴンドウ	33頭	33頭	0頭
オキゴンドウ		20頭	20頭	0頭

我が国のイルカ漁業

イルカ漁業

(1) 知事許可漁業

突棒漁業：手投げ鉈で突き取る漁法

追込網漁業：鯨群を湾内に誘導し、網で仕切る漁法

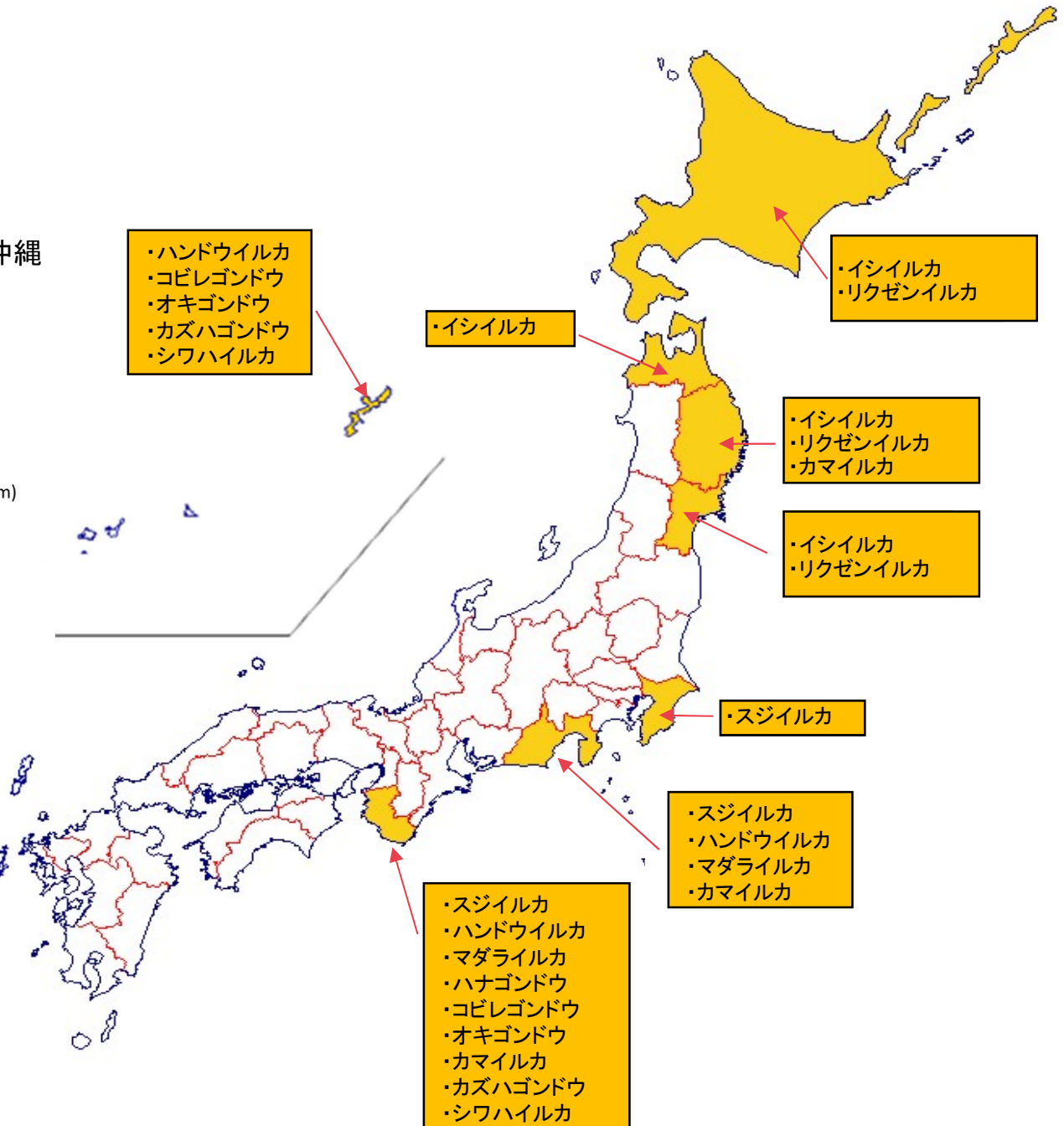
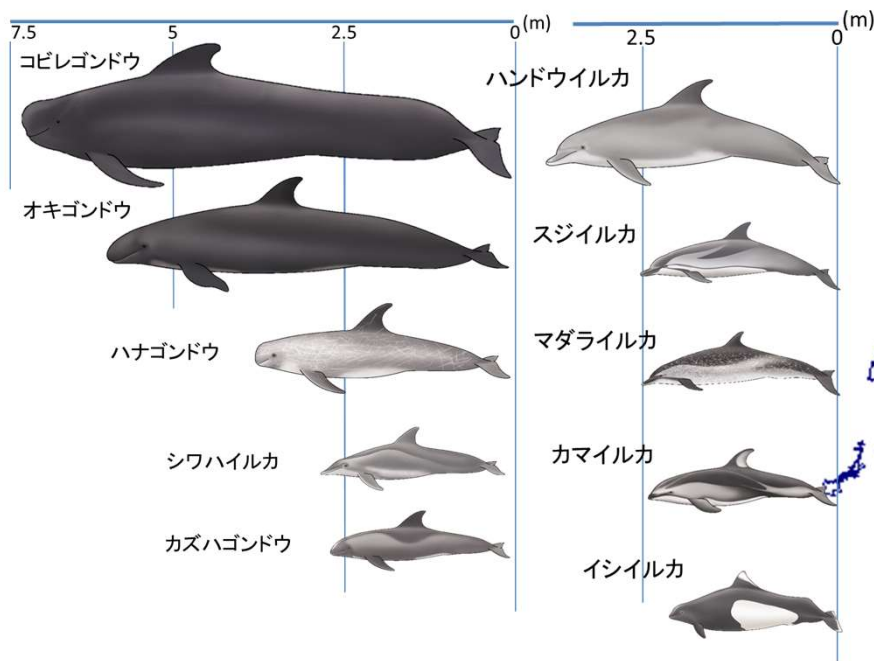
(2) 水揚げ地：

突棒漁業：北海道・青森・岩手・宮城・千葉・和歌山・沖縄

追込網漁業：和歌山(太地町)、静岡県(伊東市)

(3) 対象鯨種：

イシイルカ、ハンドウイルカ、オキゴンドウ等10種



令和7(2025)年漁期のイルカ漁鯨種別捕獲枠

(単位:頭)

道県別漁業種類		漁 期	イシイルカ型 イシイルカ	リクゼンイルカ型 イシイルカ	カマイルカ	スジイルカ	ハンドウイルカ	マダライルカ	ハナゴンドウ	マゴンドウ (コビレゴンドウ)	オキゴンドウ	シワハイルカ	カズハゴンドウ	合 計
北海道いるか突棒漁業		8月～翌年7月	695	50										745
青森県いるか突棒漁業		8月～翌年7月	0											0
岩手県いるか突棒漁業		8月～翌年7月	3,313	4,336	108									7,757
宮城県いるか突棒漁業		8月～翌年7月	129	12										141
千葉県いるか突棒漁業		10月～翌年9月				0								0
静岡県	いるか追込漁業	10月～翌年9月			0	0	0	0			0			0
和歌山県	鯨類追込網漁業	9月～翌年8月			100	450	263	280	251	101	49	20	300	1,814
	いるか突棒漁業	9月～翌年8月			26	71	40	49	147				21	354
沖縄県いるか突棒漁業		10月～翌年9月					4			26	14	10	42	96
合 計			4,137	4,398	234	521	307	329	398	127	63	30	363	10,907

捕獲枠は、令和7年9月時点のもの（<https://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/>）。
※ 鯨種によっては水産庁の留保枠あり

令和5(2023)年漁期のイルカ漁鯨種別捕獲枠・捕獲実績

(単位:頭)

道県別漁業種類		漁 期	実績/枠	インイルカ	リクゼンイルカ	カマイルカ	スジイルカ	バンドウイルカ	アラリイルカ (マダライルカ)	ハナゴンドウ	マゴンドウ (コビレゴンドウ)	オキゴンドウ	シワハイルカ	カズハゴンドウ	合 計
北海道いるか突棒漁業		8月～翌年7月	実績 枠	0 (695)	0 (50)										0 (745)
青森県いるか突棒漁業		8月～翌年7月	実績 枠	0 (0)											0 (0)
岩手県いるか突棒漁業		8月～翌年7月	実績 枠	0 (3,313)	109 (4,336)	0 (108)									109 (7,757)
宮城県いるか突棒漁業		8月～翌年7月	実績 枠	0 (129)	0 (12)										0 (141)
千葉県いるか突棒漁業		10月～翌年9月	実績 枠				0 (0)								0 (0)
静岡県いるか追込漁業		10月～翌年9月	実績 枠			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)			0 (0)
和歌山県	鯨類追込漁業	9月～翌年8月	実績 枠			0 (100)	237 (450)	41 (273)	0 (280)	121 (251)	0 (101)	0 (49)	0 (20)	93 (300)	492 (1,824)
	いるか突棒漁業	9月～翌年8月	実績 枠			0 (26)	0 (71)	0 (43)	0 (49)	0 (147)				0 (21)	0 (357)
沖縄県いるか突棒漁業		10月～翌年9月	実績 枠					1 (4)			11 (26)	0 (14)	0 (10)	1 (42)	13 (96)
合 計			実績 枠	0 (4,137)	109 (4,398)	0 (234)	237 (521)	42 (320)	0 (329)	121 (398)	11 (127)	0 (63)	0 (30)	94 (363)	614 (10,920)

Ⅲ I W C（国際捕鯨委員会）

我が国とIWC(国際捕鯨委員会)

昭和23(1948)年	IWC(国際捕鯨委員会)設立 「鯨資源の適当な保存と捕鯨産業の秩序ある発展(持続的利用)」を目的として設立
昭和26(1951)年	日本のIWC加盟 IWCの下で捕鯨業を行い、国民に良質なたん白源としての鯨肉を供給
昭和57(1982)年	商業捕鯨モラトリウム採択(日本は異議申立て)
昭和61(1986)年	商業捕鯨モラトリウムに対する異議申立てを撤回 モラトリウムの経緯の詳細は、P18参照
昭和62/63 (1987/88)年	南極海での捕鯨業停止(注:最後の操業は1986/87年) 南極海での鯨類捕獲調査開始 日本は、条約第8条に基づき、適切な資源管理を実現するために必要な科学的根拠を集めるべく鯨類捕獲調査を実施
昭和63(1988)年	日本沿岸での大型鯨類を対象とした捕鯨業停止(注:最後の操業は1987年)
平成6(1994)年	北西太平洋での鯨類捕獲調査開始
～	IWCでは、鯨類と捕鯨に関する根本的な立場の違いから持続的利用支持国と反捕鯨国が対立し、資源管理の意思決定が行えない状況が継続。歩みよりに向けた動きは全て頓挫。
平成26(2014)年	日本から、反捕鯨国が主張する幅広い管理措置(非現実的な仮定)を盛り込みつつ、科学委員会が合意した方式に基づき、日本沿岸のミンククジラ捕獲枠17頭を提案 ⇒ 投票で否決 IWC正常化に向けた取組は、P19～20参照
平成28(2016)年	日本から、IWCの機能回復を目指す「今後の道筋」の議論開始を提案 ⇒ 合意 IWCの機能不全の根本が、持続的利用支持国と反捕鯨国との間の鯨と捕鯨に対する立場の違いであることを確認したうえで、我が国主導により、IWCの今後の道筋に関する建設的な議論を提案
平成30(2018)年	日本から、IWC改革案を提案 ⇒ 投票で否決 IWCにおいて、鯨類及び捕鯨に対する異なる2つの立場が共存する可能性がないことが明確化
令和元(2019)年 6月30日	日本のIWC脱退
令和元(2019)年 7月1日	大型鯨類を対象とした捕鯨業再開

IWC(国際捕鯨委員会)の概要

- 1 目的： 鯨資源の保存及び捕鯨産業の秩序ある発展（持続的利用）を図ること。
- 2 設立： 昭和23（1948）年11月
- 3 我が国の加盟： 昭和26（1951）年4月、脱退：令和元（2019）年6月
- 4 加盟国： 88か国（令和6（2024）年12月現在） （原加盟国は、英、米、豪、NZ等15か国）

IWC加盟国

【参考 国際捕鯨取締条約（ICRW） 抜粋】

前文

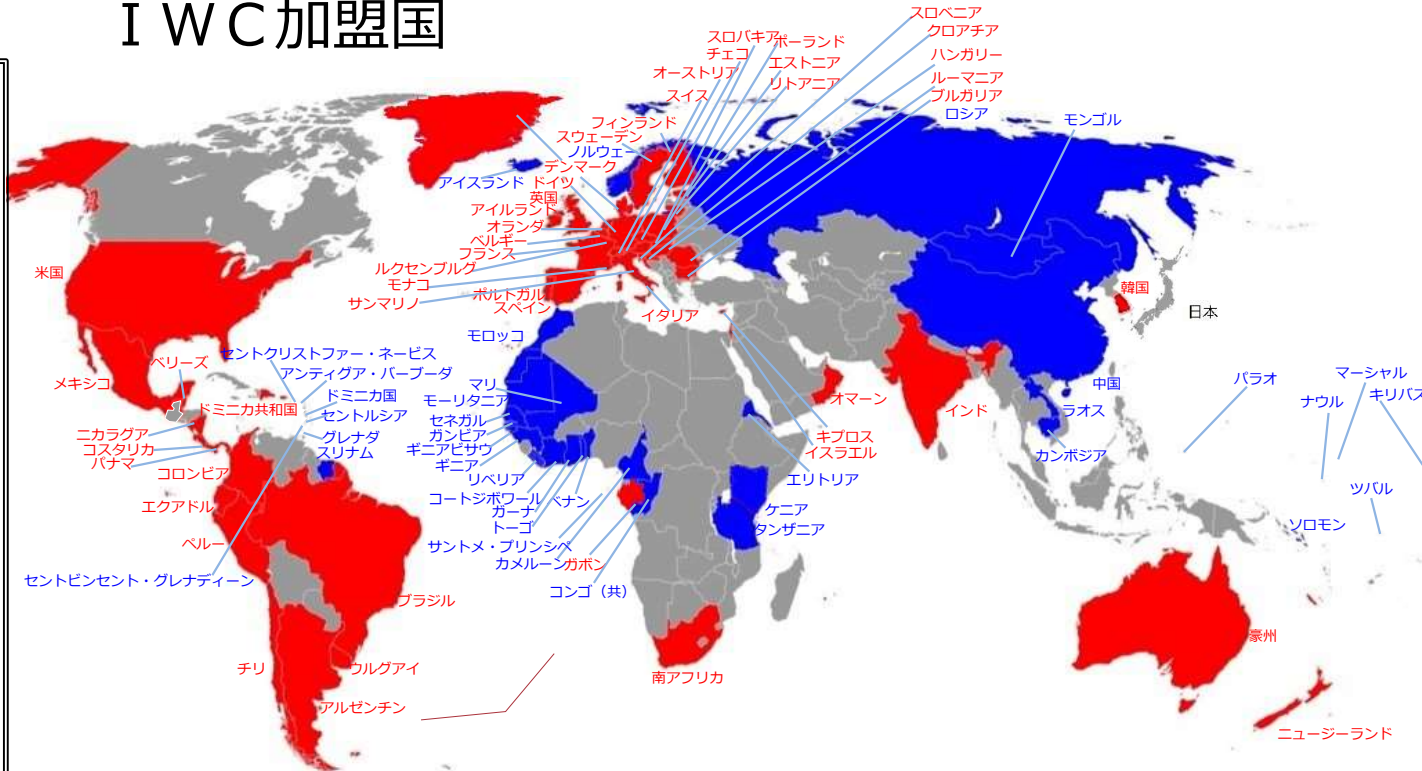
正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、

鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め、捕鯨の歴史が一区域から他の地の区域への濫獲及び一鯨種から他の鯨種への濫獲を示しているためにこれ以上の濫獲からすべての種類の鯨を保護することが緊要であることにかんがみ、

鯨族が捕獲を適当に取り締まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源をそこなわないうで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め、

(略)

鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定し、次のとおり協定した。



加盟国88か国中、(令和6(2024)年12月現在)

- 捕鯨容認国・持続的利用支持国(青色) 38か国
- 反捕鯨国(赤色) 50か国

注) 先住民生存捕鯨国：米国、ロシア、デンマーク、セントビンセント
商業捕鯨国：ノルウェー、アイスランド

IWC加盟国

鯨類の持続的な利用支持国（38か国）		反捕鯨国（50か国）	
(アジア) (4か国)	カンボジア、中国、モンゴル、ラオス	(アジア) (4か国)	インド、韓国、イスラエル、オマーン
		(アフリカ) (2か国)	ガボン、南アフリカ
(アフリカ) (18か国)	エリトリア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ（共）、サントメ・プリンシペ、セネガル、タンザニア、トーゴ、ベナン、マリ、モーリタニア、モロッコ、リベリア	(欧州) (28か国)	アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オランダ、オーストリア、キプロス、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク※1、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モナコ、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルグ
(欧州) (3か国)	アイスランド、ノルウェー、ロシア	(大洋州) (2か国)	豪州、ニュージーランド
(大洋州) (6か国)	キリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パラオ、マーシャル	(中南米) (13か国)	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、メキシコ
(中南米) (7か国)	アンティグア・バーブーダ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ドミニカ国、セントビンセント・グレナディーン	(北米) (1か国)	米国※2

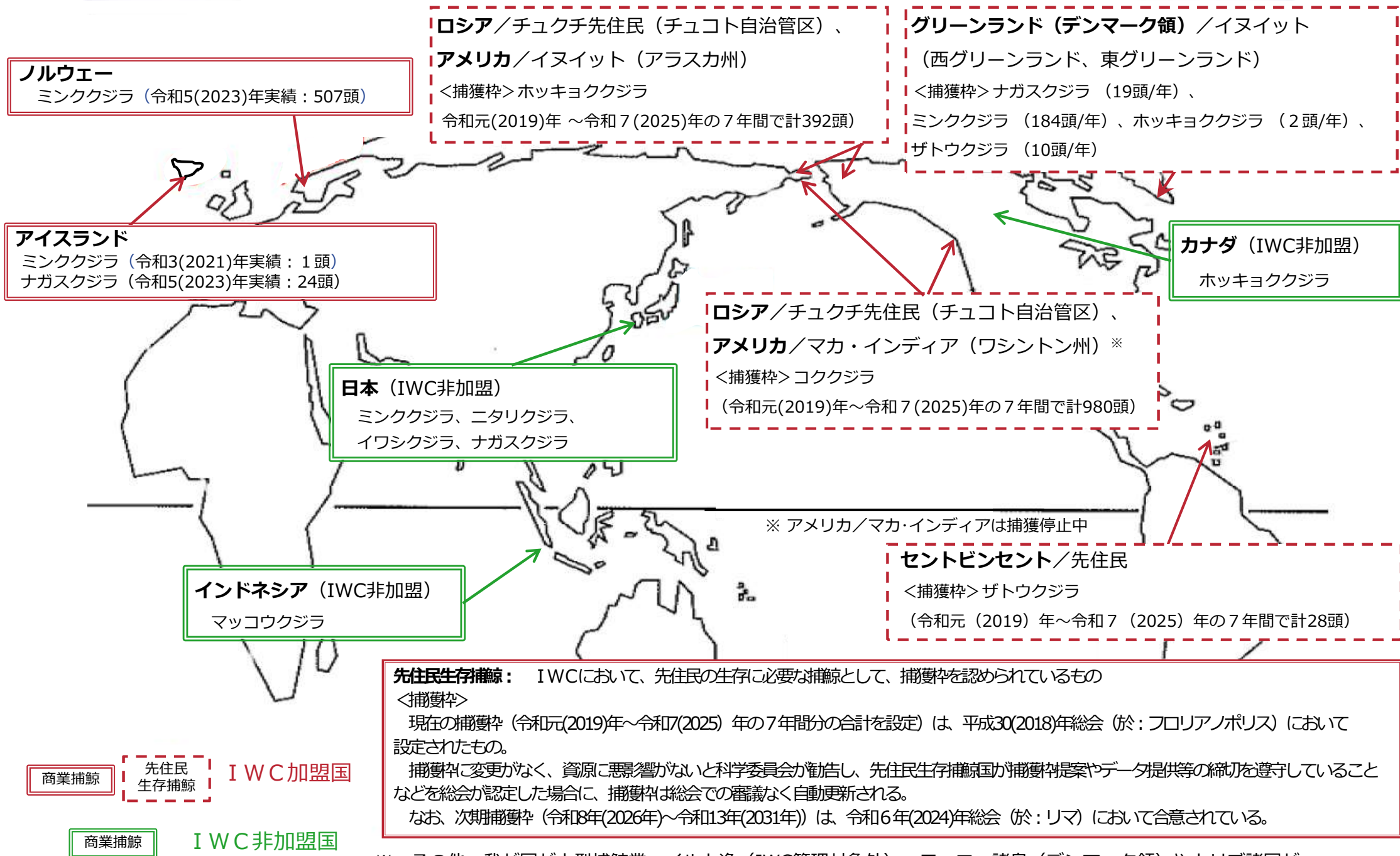
※1：デンマークは、その自治領であるグリーンランドで捕鯨を行っているが、国としては、EUにおける共通の決定に従い反捕鯨の立場の投票行動をとっている。

※2：米国は反捕鯨の立場だが、アラスカ州では先住民捕鯨が行われている（IWCにおいて、先住民の生存に必要な捕鯨として捕獲枠を認可されているもの）。

加盟国は88か国（令和6（2024）年12月現在）

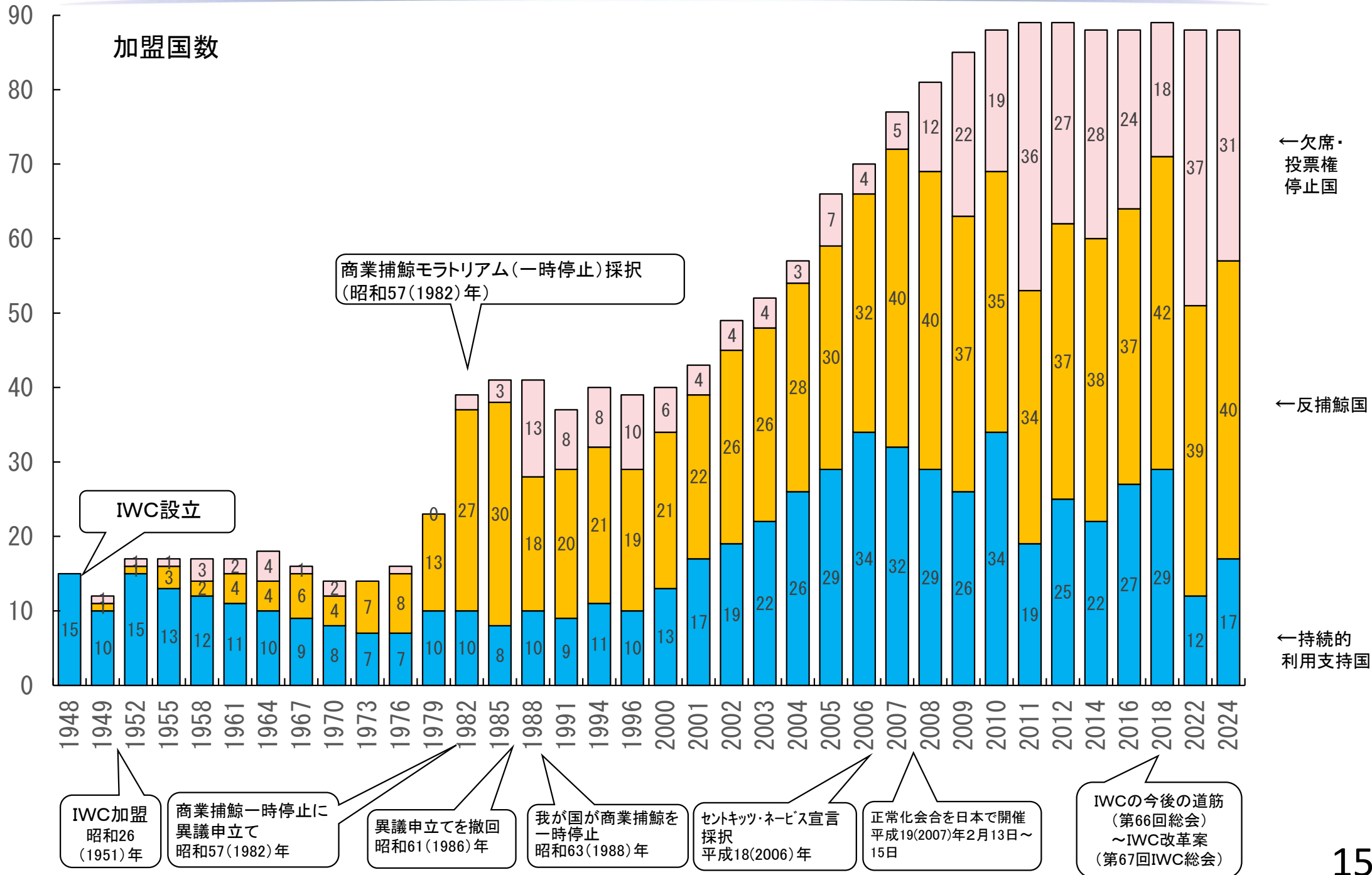
（注）上記は過去の投票等を勘案して便宜的に2つのグループに区分したものであり、厳密かつ明確な基準に基づき区分したものではない

捕鯨を行っている国々（IWC管理対象種）



※ その他、我が国が小型捕鯨業・イルカ漁（IWC管理対象外）、フェロー諸島（デンマーク領）やカリブ諸国がヒレナガゴンドウやイルカの捕獲（IWC管理対象外）を行っている。

IWC加盟国数の推移



IWCの管理対象種

約83種いる鯨類の中、大型鯨類計13種(※)が管理対象。
このほかの鯨類は管理対象としていない。

大型鯨類

(m) 25 20 15 10 5 0



ナガスクジラ 80トン



イワシクジラ 24~31トン



(m) 15 10 5 0

ザトウクジラ 25~35トン



コククジラ 25トン



ニタリクジラ 12~20トン



ミンククジラ 5~8トン



クロミンククジラ 7~8トン



キタトックリクジラ 7.5トン



ミナミトックリクジラ 6~7トン



コセミクジラ 3~3.5トン



※ 国際捕鯨取締条約締結時には南極海でミンククジラとされていたものが、その後の研究によりクロミンククジラという別種とされるなど、実質的な管理対象種は、現在17種。

【参考】

IWC管理対象種外
小型鯨類
(いるか類を含む)

(m) 15 10 5 0

ツチクジラ 9~12トン



コビレゴンドウ 1~2トン



イシイルカ 0.1~0.2トン



鯨類の資源量推定値

鯨種	資源量推定値 (推定年)
クロミンククジラ (南半球) 	515,000頭 (1992/93～2003/04年)
ザトウクジラ (南極海摂餌域の一部) 	42,000頭 (1991/92～2003/04年)
シロナガスクジラ (南半球) 	2,300頭 (1991/92～2003/04年)
ミンククジラ (オホーツク海・北西太平洋系群が生息する北西太平洋海域) 	20,961頭 (2018年)
ニタリクジラ (北太平洋 東経130度から180度) 	16,518頭 (2024年)
イワシクジラ (東経170度以西、北緯35度以北) 	15,455頭 (2024年)
ナガスクジラ (北西太平洋系群) 	19,299頭 (2023年)

出典：国際捕鯨委員会（IWC）による資源量推定 <https://iwc.int/estimate>

北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）、IWC/日本共同北太平洋鯨類生態系調査（IWC-POWER）等に基づく資源量推定

商業捕鯨モラトリウムをめぐる経緯

1982年総会（於：ブライトン） 商業捕鯨モラトリウム：条約附表10(e) （投票で可決）

附表10の他の規定にかかわらず、全ての資源についての商業目的のための鯨の捕殺頭数は、1986年の沿岸捕鯨の解禁期及び1985/1986年までの遠洋捕鯨の解禁期について並びにそれ以降の解禁期についてゼロとする。この(e)の規定は、最良の科学的助言に基づいて常に検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、この決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価を行うとともに、この(e)の規定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討する。

我が国の対応

昭和57（1982）年 異議申立て（科学的根拠に欠けているとの理由）⇒ **捕鯨業を継続**

昭和61（1986）年 日米協議の結果、異議申立てを取下げ

昭和62/63（1987/88）年 南極海での捕鯨業を停止

南極海での鯨類捕獲調査を実施（ゼロ以外の捕獲枠設定に必要なデータ収集が目的）

昭和63（1988）年 日本沿岸での大型鯨類を対象とする捕鯨業を停止

平成2（1990）年～ 計21回の捕獲枠提案（沿岸小型捕鯨）⇒いずれも否決又は取下げ（可決見込めず）

IWCの動き

平成4（1992）年 RMP（持続的な捕獲枠の算出方式）を科学委員会が開発

⇒ 反捕鯨国はRMPでは十分とせず、RMS（監視取締システム）の必要性を提起

1990年代後半 反捕鯨国が、RMSの完成には、捕獲調査の取り扱い、商業捕鯨再開の手順等についても同時に合意する必要があると主張（RMSパッケージ）

⇒ その後、反捕鯨国は、RMSパッケージの議論継続を拒否（平成18（2006）年）し、作業は事実上中断

IWCの正常化に向けた取組

IWCの正常化に向け、各国が妥協案を提案するも、反捕鯨国の非建設的対応により全て頓挫

RMS（監視取締システム）交渉〔平成4（1992）年～平成18（2006）年〕

平成9（1997）年総会（於：モナコ）：カーニー議長（アイルランド）提案
【南極海捕獲調査の段階的廃止、EEZ内の捕鯨再開等】

平成15（2003）年総会（於：ベルリン）：フィッシャー議長（デンマーク）提案
【捕獲調査の規律作成、EEZ内の捕鯨容認等】

→ 豪、英等が議論継続を拒否・交渉頓挫

「IWCの将来」プロセス〔平成19（2007）年～平成24（2012）年〕

平成19（2007）年総会（於：アンカレッジ）：我が国はIWC正常化の可能性が見出せないとして、IWCに対する対応を根本的に見直す可能性が出てきたことを明言

平成22（2010）年総会（於：アガディール）：ホガース議長（米国）主導、マツキエラ議長（チリ）に引継ぎ、とりまとめ妥協案を策定
【南極海捕獲調査の段階的縮小、最低10年間限定的に捕鯨容認】

→ 豪、ラテンアメリカ諸国等が議論継続を拒否・交渉頓挫

条約の目的である鯨類資源の「保護」のためにも「持続的利用」のためにも有効な決定ができない状態が継続

- 我が国の捕獲枠提案（沿岸小型捕鯨）：平成2（1990）年以降21回にわたり提案、いずれも否決又は取下げ
- 反捕鯨国の南大西洋サンクチュアリ設置提案：平成13（2001）年以降、10回にわたり提案、いずれも否決

「IWCの今後の道筋」プロセス

〔平成26(2014)年～平成30(2018)年〕

平成26(2014)年総会(於:スロベニア)

我が国は沿岸でのミンククジラ捕獲枠を提案 ⇒ 投票で否決

閉会期間中、反対票を投じた理由等を求める質問票を公開で送付したところ、反対国は、科学的・法的な具体的理由は示さず、「モラトリアムを支持する」との一般的回答に終始

- ⇒ 科学的・法的な根拠に基づく反対ではなく政策的立場に基づく反対であることが明確化
- ⇒ 鯨と捕鯨に関する根本的な立場の違いが根底にあることが鮮明に

平成28(2016)年総会(於:スロベニア)

我が国主導により、鯨と捕鯨に対する根本的な立場の違いを踏まえて、IWCの機能回復を目指す

「IWCの今後の道筋」の議論の実施を提案 ⇒ 合意

- ⇒ 閉会期間中、議論を呼びかけるも、米国、豪州、ラ米諸国等の反捕鯨国は極めて消極的な姿勢に終始
- 他方、持続的利用支持国は、IWCの機能回復に向けた取組への支持を表明

平成30(2018)年9月総会(於:ブラジル)

我が国は「今後の道筋」の議論を踏まえ、IWC改革案を提案

条約の目的に基づくIWCの機能回復と、立場の異なる加盟国の共存を訴えた

- ⇒ 反捕鯨国からは「IWC改革案の必要性は理解できる」旨の発言もあったが、「IWCは保護のみを目的に『進化』している」「商業捕鯨につながるいかなる提案も認めない」などと強硬に反対 ⇒ 投票で否決
- ⇒ 否決後、我が国から以下を発言
 - ・ 我が国提案の否決は、IWCにおいて異なる立場の締約国が共存する可能性が否定されたことと同義
 - ・ 今後も、IWCと国際捕鯨取締条約の目的を達成すべく、様々な形で協力していきたい
 - ・ IWCが一切の商業捕鯨を認めず、異なる立場や考え方が共存する可能性すらないのであれば、日本はIWC締約国としての立場の根本的な見直しを行わねばならず、あらゆるオプションを精査せざるを得ない

IV 鯨類科学調査

我が国が実施する鯨類科学調査

科学調査の意義・目的

(1) 持続的な鯨類資源の利用のために必要な科学的データの収集

⇒ 捕獲対象となる鯨類の資源量推定・資源動向の把握、捕獲可能量の算出

(2) 国際的な海洋生物資源の管理への貢献・協力

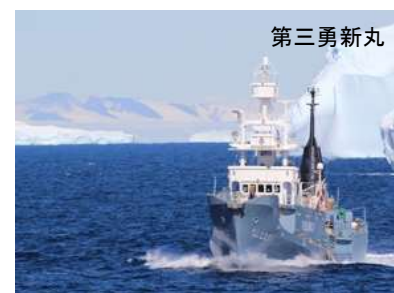
(国際機関等との連携、調査結果・分析の提供)

⇒ 生息数が依然として少なく、科学的データが不足している南極海や太平洋中央部における鯨類資源（シロナガスクジラ等）の動向や系群構造の把握

我が国が現在実施している主な鯨類科学調査

- IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査（IWC-POWER）
- 南極海鯨類資源調査（JASS-A）
- 北太平洋鯨類資源調査（JASS-NP）
- 日露共同オホーツク海鯨類目視調査
- 太平洋小型鯨類目視調査 等

※いずれも非致命的調査



第三勇新丸



目視による鯨類探索



バイオプシー採取



個体識別写真の撮影(ザトウクジラ)

国際捕鯨委員会(IWC)との共同鯨類科学調査

IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査 IWC-Pacific Ocean Whale and Ecosystem Research (IWC-POWER)

(1)概要

商業捕鯨モラトリウムが導入された1980年代以降、鯨類に関する情報がほとんど得られなくなった北太平洋沖合海域において、2010年から、IWC科学委員会が作成する調査計画に基づき、我が国調査船を使用して、日本、米国等の研究者が調査等を実施。

(2)目的

北太平洋海域における鯨類の資源状況等の解明

(3)海域

北太平洋海域（右図のとおり）

(4)期間

2010年～（主に毎年夏から秋にかけて実施）

(5)調査委託機関・調査船

指定鯨類科学調査法人 （一財）日本鯨類研究所
第二勇新丸（747トン）（所有者：共同船舶株式会社）

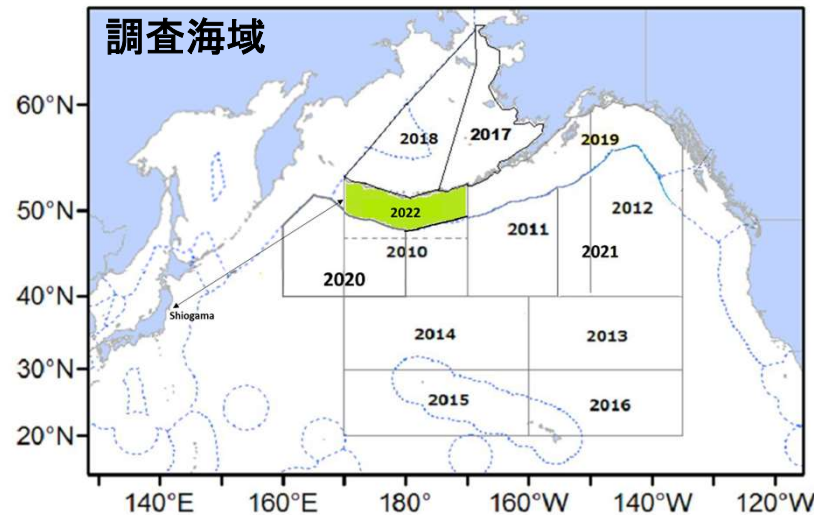
(6)主な調査内容

目視調査、バイオプシー（皮膚標本）採取（※1）、自然標識撮影（※2）等を通じて、以下を実施。

- ・イワシクジラ、ザトウクジラ等の系群構造、資源評価等に関する情報収集
- ・ナガスクジラ等の北限に関する情報収集
- ・特に生息数が少なく科学データが不足している鯨種（シロナガスクジラ、コククジラ等）に関する情報収集

※1：DNA等を解析するため、鯨の表皮の一部を採取するもの

※2：外見上の特徴（色、ひれの形状、傷跡等）により、鯨の個体識別ができるようにするため、発見された鯨を撮影するもの



第二勇新丸



シロナガスクジラ



バイオプシー機器と採取した皮膚片



南極海における鯨類科学調査

南極海鯨類資源調査 (JASS-A : Japanese Abundance and Stock-structure Surveys in the Antarctic)

(1) 概要

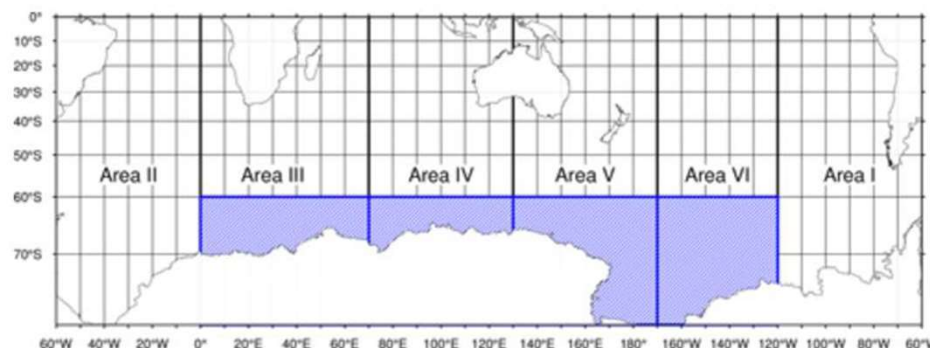
我が国が、これまで実施してきた南極海の鯨類資源の持続的利用を目的とした調査（JARPAII、NEWREP-A等）の非致命的調査）を継続するもの。

(2) 目的

南極海における大型鯨類に関する資源量推定、分布・回遊・系群構造の推定等

(3) 海域

IWC管理海区第III区～VI区のうち南緯60度以南（右図のとおり）



(4) 期間

2019/20年～26/27年の8年間を予定
（主に毎年1～2月頃（南半球の夏）に実施）

(5) 調査委託機関・調査船

指定鯨類科学調査法人 （一財）日本鯨類研究所
第二勇新丸（747トン）（所有者：共同船舶株式会社）

(6) 主な調査内容

- 目視調査、バイオブシー（皮膚標本）採取、自然標識撮影、海洋環境測定等を通じて以下を実施。
- クロミンククジラ、シロナガスクジラ等の資源量推定・動向分析や、分布・回遊・系群構造等の解明。
 - 遺伝子データを利用した資源量推定の実証試験（クロミンククジラ等）
 - 非致命的手法による鯨類の生態・食性調査の実証試験
 - 南極海の海洋環境変動調査



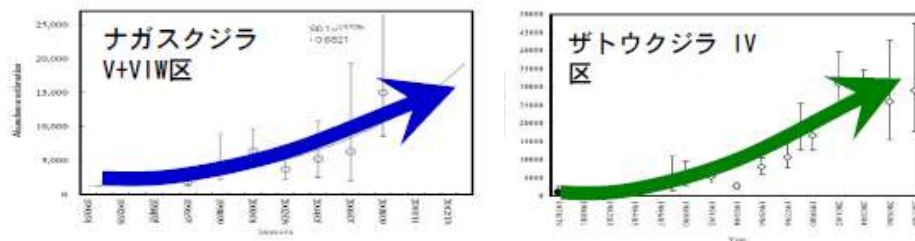
注：1970年代～2000年代においては、IWCと共同で、IDCR（International Decade of Cetacean Research）、IWC-SOWER（Southern Ocean Whale and Ecosystem Research）を実施。

これまでの我が国の鯨類科学調査(1)

南極海鯨類捕獲調査 (JARPA I & II) (1987/88～2014/15年)

主な成果

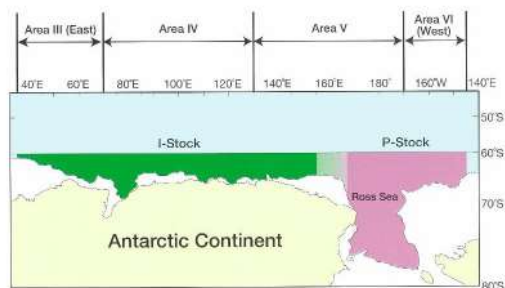
- 1990年代以降、クロミンククジラ資源量は、高水準で安定、ナガスクジラ、ザトウクジラは、急速に回復していることを確認。



- クロミンククジラは、他の鯨種資源増大により、分布域が海氷縁に移動していることを確認。
- クロミンククジラ、ナガスクジラ、ザトウクジラ等の系群構造を解明。

(例: 調査海域のクロミンククジラには、2つの系群が存在)

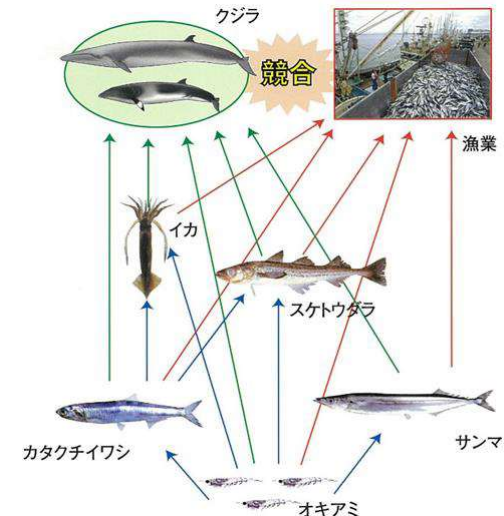
クロミンククジラ系群構造の仮説



北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN I & II) (1994～2016年)

主な成果

- 北西太平洋におけるミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラの5月～9月の総摂餌量が、約100万トンと推定され、漁業との競合があることを示唆。



- 我が国が2019年7月から再開した捕鯨業の対象種の系群構造を解明し、捕獲可能量算出に大きく寄与。

- ① ミンククジラ: 北太平洋沖合はO系群のみ存在、太平洋沿岸・オホーツク海南部はJ系群とO系群が混在。
- ② ニタリクジラ: 北太平洋には2つの系群が存在。東経165度～180度にはこの2系群が混在。
- ③ イワシクジラ: 北太平洋には単一の系群が存在。

注: 一部の内容は、他の調査結果も加えて解析した結果を含む。

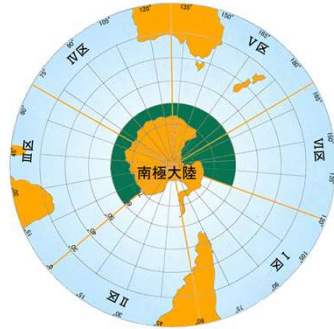
これまでの我が国の鯨類科学調査(2)

新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A)

(2015/16年～2026/27年) ※2018/19年をもって終了

(1) 調査目的

- ① RMP(改訂管理方式)を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出のための生物学的及び生態学的情報の高精度化
- ② 生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態の研究



(2) 調査海域

- ・南緯60度以南、
経度0度～西経120度

(3) 捕獲調査

- ・クロミンククジラ 333頭

(参考: 第Ⅱ期南極海鯨類捕獲調査(2005/06年～2013/14年)では850頭±10%)

(4) 非致命的調査手法の実行可能性・有用性の検証

- ・バイオプシー(皮膚標本)採取
- ・バイオプシー(皮膚標本)を用いた年齢査定・栄養状態把握
- ・衛星標識、データロガー

(5) 餌生物(ナンキョクオキアミ)資源量調査

(6) 妨害活動、悪天候等への緊急対応策の策定

(7) 外部調査機関等との連携強化

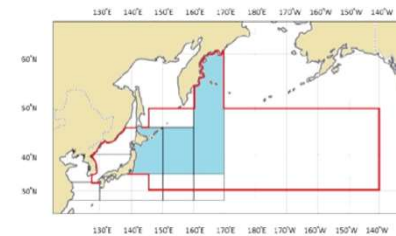
新北西太平洋鯨類科学調査(NEWREP-NP)

(2017年～2028年) ※2019年6月までの沿岸域調査をもって終了

(1) 調査目的

- ① 日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出(既に国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会で算出済みの捕獲枠を精緻化)
- ② 沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出(これまでIWC科学委員会では捕獲枠を算出していない)

(2) 調査海域 北西太平洋 (右図参照)



捕獲調査海域:
水色の海域
非致命的調査海域:
赤枠の海域
(ただし、我が国領海、
EEZ及び公海のみ)

(3) 捕獲頭数

- ・ミンククジラ: 47頭(網走沿岸域)、80頭(太平洋側沿岸域)、43頭(沖合域)
- ・イワシクジラ: 134頭(沖合域)

(参考: 第Ⅱ期北西太平洋鯨類捕獲調査(2000年～2016年)

2000年～2013年:

ミンククジラ220頭(沖合100頭、沿岸60頭×年2回)、ニタリクジラ50頭、イワシクジラ100頭、マッコウクジラ10頭)

2014年～2016年:

ミンククジラ102頭(沿岸51頭×年2回)、ニタリクジラ25頭、イワシクジラ90頭)

(4) 非致命的調査手法の実行可能性・有用性の検証

- ・バイオプシー(皮膚標本)採取
- ・バイオプシー(皮膚標本)を用いた年齢査定等
- ・衛星標識

(5) 外部調査機関等との連携強化

【以上の調査の詳細は、<http://icrwhale.org/> を参照】

(参考1) 我が国の大型鯨類の捕獲頭数

	捕獲目的	北太平洋					南極海		合計
		ミンククジラ	ニタリクジラ	イワシクジラ	ナガスクジラ	マッコウクジラ	クロミンククジラ	ナガスクジラ	
1987 年度 (昭和 62 年度)	調査						273		273
1988 年度 (昭和 63 年度)	調査						241		241
1989 年度 (平成 元 年度)	調査						330		330
1990 年度 (平成 2 年度)	調査						327		327
1991 年度 (平成 3 年度)	調査						288		288
1992 年度 (平成 4 年度)	調査						330		330
1993 年度 (平成 5 年度)	調査						330		330
1994 年度 (平成 6 年度)	調査	21					330		351
1995 年度 (平成 7 年度)	調査	100					440		540
1996 年度 (平成 8 年度)	調査	77					440		517
1997 年度 (平成 9 年度)	調査	100					438		538
1998 年度 (平成 10 年度)	調査	100					389		489
1999 年度 (平成 11 年度)	調査	100					439		539
2000 年度 (平成 12 年度)	調査	40	43			5	440		528
2001 年度 (平成 13 年度)	調査	100	50			8	440		598
2002 年度 (平成 14 年度)	調査	150	50	39		5	440		684
2003 年度 (平成 15 年度)	調査	150	50	50		10	440		700
2004 年度 (平成 16 年度)	調査	159	50	100		3	440		752
2005 年度 (平成 17 年度)	調査	220	50	100		5	853	10	1238
2006 年度 (平成 18 年度)	調査	195	50	100		6	505	3	859
2007 年度 (平成 19 年度)	調査	207	50	100		3	551		911
2008 年度 (平成 20 年度)	調査	169	50	100		2	679	1	1001
2009 年度 (平成 21 年度)	調査	162	50	100		1	506	1	820
2010 年度 (平成 22 年度)	調査	119	50	100		3	170	2	444
2011 年度 (平成 23 年度)	調査	126	50	95		1	266	1	539
2012 年度 (平成 24 年度)	調査	182	34	100		3	103		422
2013 年度 (平成 25 年度)	調査	95	28	100		1	251		475
2014 年度 (平成 26 年度)	調査	81	25	90					196
2015 年度 (平成 27 年度)	調査	70	25	90			333		518
2016 年度 (平成 28 年度)	調査	37	25	90			333		485
2017 年度 (平成 29 年度)	調査	128		134			333		595
2018 年度 (平成 30 年度)	調査	170		134			333		637
2019 年度 (令和 元 年度)	調査	79							79
2019 年 (令和 元 年)	商業	44	187	25					256
2020 年 (令和 2 年)	商業	95	187	25					307
2021 年 (令和 3 年)	商業	91	187	25					303
2022 年 (令和 4 年)	商業	58	187	25					270
2023 年 (令和 5 年)	商業	83	187	24					294
2024 年 (令和 6 年)	商業	87	179	25	30				321

※商業目的の捕獲(捕鯨業)は
暦年の捕獲頭数

← 2019年4月～6月のみ
← 2019年7月～12月のみ

(参考2) 我が国の鯨肉生産量等の推移

年 度			国 内 生産量	外 国 貿 易		在庫の 増減量	国内消費 仕向量
				輸 入 量	輸 出 量		
昭和	35	1960	154	0	0	0	154
	36	1961	179	0	0	0	179
	37	1962	226	14	7	0	233
	38	1963	193	12	9	0	196
	39	1964	198	24	41	0	181
	40	1965	218	19	34	0	203
	41	1966	185	21	9	0	197
	42	1967	172	29	21	0	180
	43	1968	156	11	20	0	147
	44	1969	156	13	20	0	149
	45	1970	125	15	15	0	125
	50	1975	76	29	0	0	105
	55	1980	21	25	0	0	46
	60	1985	15	17	0	0	32
	62	1987	5	1	0	0	6
商業捕鯨モラトリアム導入							
	63	1988	2	1	0	0	3
平成	元	1989	1	0	0	0	1
	5	1993	2	0	0	0	2
	10	1998	2	0	0	0	2
	15	2003	4	0	0	0	4
	20	2008	5	0	0	0	5
	21	2009	4	0	0	1	3
	22	2010	3	0	0	1	2
	23	2011	3	1	0	△ 1	5
	24	2012	2	1	0	0	3
	25	2013	2	0	0	△ 2	4
	26	2014	2	2	0	△ 1	5
	27	2015	3	1	0	△ 1	5
	28	2016	3	1	0	1	3
	29	2017	2	1	0	1	2
	30	2018	3	0	0	0	3
令和	元	2019	1	1	0	0	2
	2	2020	2	0	0	0	2
	3	2021	2	0	0	1	1
	4	2022	2	0	0	0	2
	5	2023	2	3	0	2	3

単位：1000トン

出典：農林水産省食料需給表
(令和5年度は概算値)

外国貿易は、財務省「貿易統計」の
「0208.40.011 (鯨肉)」のうち、本表
の計上単位(1000t)以上の実績がある
ものを計上した。